

令和 5 年度

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する説明資料等

【正誤表】 2

説明資料・概要資料に下記の通り誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

該当頁	誤	正
95	b土台 防腐・防蟻措置の程度	b土台 防腐・防蟻措置
121	<p>・改修タイプ B で主たる居室ともう一室の開口部が断熱化された他、以下に該当する断熱化工事は特定性能向上工事として補助対象になります。</p> <p>○その他の居室や非居室(玄関をドアに面する部分を含む一室)について断熱化を図る場合</p> <p>○外皮に接する天井、壁、床、開口部のうちいずれか 1 種以上について、当該居室全体を評価基準に適合するまで断熱化を図る場合</p> <p>その他の場合はその他性能向上工事になります。</p> <p>・壁、床、天井のいずれかについて住宅全体で評価基準に適合する場合も補助対象になります。</p>	<p>・改修タイプBで主たる居室ともう一居室の開口部が断熱化された他、以下に該当する断熱化工事は特定性能向上工事として補助対象になります。</p> <p>○その他の居室や非居室について開口部(複数ある場合は全部)の断熱化を図る場合</p> <p>○居室や非居室について、外皮に接する天井、壁、床のうちいずれか1種以上について、対象室全体で評価基準に適合するまで断熱化を図る場合</p> <p>その他の場合はその他性能向上工事になります。</p> <p>・壁、床、天井のいずれかについて住宅全体で評価基準に適合する場合も補助対象になります。</p>

修正後のスライド P121 は以下の通りです。

よくある質問と回答

■省エネルギー対策

⑮改修タイプBを適用する場合、主寝室と玄関ホールについても断熱化を図りたい。開口部、壁、床、天井も補助対象になりますか。

- ・改修タイプBで主たる居室ともう一居室の開口部が断熱化された他、以下に該当する断熱化工事は特定性能向上工事として補助対象になります。
- その他の居室や非居室について開口部(複数ある場合は全部)の断熱化を図る場合
- 居室や非居室について、外皮に接する天井、壁、床のうちいずれか1種以上について、対象室全体で評価基準に適合するまで断熱化を図る場合

その他の場合はその他性能向上工事になります。

- ・壁、床、天井のいずれかについて住宅全体で評価基準に適合する場合も補助対象になります。

改修タイプBの断熱化対象居室
LDK+1居室
この例では和室

追加して開口部を断熱化する範囲の例

改修タイプBにおける断熱化の必要な開口部

121

令和 5 年度

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する事前採択タイプ 評価基準

【正誤表】

評価基準に下記の通り誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

該当頁	誤	正
P20	*6 主たる居室と、その他居室 1 室:主たる居室の全開口部を含み、住宅全体の全開口部面積の 50%以上(1 居室内に複数の開口部がある場合、室単位)を対象とすることができる。	*6 主たる居室と、その他居室 1 室:以下の場合も、該当すると判断 ・主たる居室の全開口部を含み、住宅全体の全開口部面積の 50%以上(1 室内に複数の開口部がある場合、室単位)。